【令和８年８月21日更新版】

下松市中小企業
脱炭素経営推進補助金　ＳＢＴ認定枠

市内中小企業者が実施する温室効果ガスの排出抑制を図る取組（SBT 認定）のために要した経費に対し、**最大５０万円**まで補助金を交付します！

申　請　期　間	令和８年６月８日（月）～令和８年９月２５日（金） ※予算額に達した場合は受付を終了します。
対　　象　　者	市内に本店（個人事業主にあっては事業所）を有し、事業を営む中小企業者 ※詳細は裏面に記載
補　助　内　容	補助金額：上限５０万円（1,000 円未満切り捨て） 補 助 率：対象経費の２／３
補助対象期間	令和８年６月８日（月）～令和９年２月２６日（金）
対　象　事　業	補助対象期間に①又は②を実施し、③の認定を取得することを補助の要件とします。 ①中小企業者が排出する温室効果ガスの算定及び削減に向けた目標の設定 ②継続的な温室効果ガス排出量把握のためのシステムの導入 ③中小企業向けＳＢＴ認定の取得 ※SBT 認定の取得ができなかった場合、本補助金の対象となりません。
対　象　経　費 （消費税及び地方消費税を除く）	補助対象期間に支払いをした、中小企業者が実施する温室効果ガスの排出抑制を図る取組のために要する以下の経費 ①中小企業者が排出する温室効果ガスの算定及び削減に向けた目標の設定に要するコンサルティング費用又は業務委託費 ②継続的な温室効果ガス排出量把握のためのシステム導入に係るソフトウェア等の購入費用及び利用料金 ③中小企業向けＳＢＴ認定の取得に際し要する申請費用

※国、県、市及びその他の団体が実施する同様の補助金等の対象となった経費は対象外です。

申請方法

【提 出 先】〒７４４－０００８　下松市新川２－１－３８　下松商工会議所宛
【提出方法】郵送（令和８年９月２５日必着）又は持参により提出をお願いします。
※補助金の限度額内であっても申請は１事業者につき１回限りです。

申請書類の入手方法

① 下松市役所のホームページからダウンロード
② 市役所産業振興課（４階⑥番）、下松商工会議所の窓口にて入手
※上記方法での入手が困難な方はお問合せください。

対象者要件

以下の要件すべてに該当する必要があります。

（１）市内に本店(個人事業主にあっては事業所)を有し、事業を営む中小企業者であること

※個人事業主とは給与収入及び雑所得に係る収入よりも事業収入が多い者とします。

中小企業者の場合、以下の（A）又は（B）のいずれかを満たすこと(中小企業基本法第２条第１項)

業種	（A）資本金又は出資総額	（B）常時使用する従業員数
① 製造業、建設業、運輸業 その他（②～④を除く）	３億円以下	３００人以下
②卸売業	１億円以下	１００人以下
③サービス業	５，０００万円以下	１００人以下
④小売業、飲食サービス業	５，０００万円以下	５０人以下

（２）今後も事業を継続する意思があること

（３）ＳＢＴｉが定めるＳＭＥｓルート対象者であること

（４）補助対象事業を補助対象期間に、原則としてコンサルタントの支援を受けて実施したもの

（５）暴力団等の反社会的勢力との関係を有していないこと

（６）性風俗関連特殊営業等を行う者でないこと

（７）政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと

（８）市税の滞納がないこと

（９）法人（個人事業主については個人事業について）のホームページを作成していること

必要書類

①補助金交付申請書

②経費内訳

③対象経費の内訳が確認できる見積書等の写し

④法人又は個人で必要な書類

【法人の場合】

- 履歴事項全部証明書（発行から３カ月以内のもの）
- 直前の事業年度の確定申告書別表一控えの写し
- 直前の事業年度の法人事業概況説明書の写し

【個人事業主の場合】

- 令和７年分の確定申告書第一表の控えの写し
- 決算書

※その他、必要に応じ追加書類の提出をお願いする場合があります。

その他

補助金の交付にあたっては、実績報告書等も必要となりますので、申請におかれましては必ず実施要領及び募集要領をご確認ください。

下松市　中小企業脱炭素経営推進補助金　検索

【お問合せ先】

下松商工会議所　ＴＥＬ：０８３３－４１－１０７０

下松市産業振興課　ＴＥＬ：０８３３－４５－１７４５

受　付　時　間　８時３０分～１７時１５分　※土日祝日を除く